

大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議

及び大阪コスモスクエア駅周辺地域部会運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会規約（以下「規約」という。）第十五条第二項に基づき、大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び大阪コスモスクエア駅周辺地域部会（以下「会議・部会」という。）の運営の基本に関する事項を定めるものとする。

(会議の基本方針)

第二条 会議・部会は公開とし、会議・部会の開催に必要な事項は別途定める。

2 規約第八条第五項及び第十二条第九項に規定する公表については、会議終了後すみやかに、会議資料、会議要旨に関して大阪市ホームページに掲載するものとする。

附則

この要綱は、平成26年8月6日から施行する。